

**第2次 新城市環境基本計画（改訂版）**

**令和2年度～令和13年度**

**（2020年度～2031年度）**

**資料 編（案）**

**令和8年●月**

**新城市**

# 第2次 新城市環境基本計画（改訂版） 資料編

## 目次

資料1 計画策定の経緯.....	資料1-1～2
資料2 新城市的環境の現状.....	資料2-1～10
資料3 温室効果ガス排出量の現状・将来推計.....	資料3-1～9
資料4 新城市環境基本条例.....	資料4-1～4
資料5 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例.....	資料5-1～3
資料6 SDGsについて.....	資料6-1～4

# 資料1 計画策定の経過

年月日	会議等	検討事項
平成30年7月23日	第1回 新城市環境基本計画策定委員会	・新城市環境基本計画と新城市環境行動計画について
平成30年8月28日	第2回 新城市環境基本計画策定委員会	・世界・国・愛知県・新城市的環境動向 ・先進事例・周辺自治体の状況
平成30年10月20日	第3回 新城市環境基本計画策定委員会	・地球温暖化と気候変動について
平成30年11月29日	第4回 新城市環境基本計画策定委員会	・環境問題と市民の環境活動
平成30年12月17日	第5回 新城市環境基本計画策定委員会	・基本方針の検討 ・環境ビジョンの検討
平成31年1月29日	第6回 新城市環境基本計画策定委員会	・基本方針の検討 ・環境ビジョンの検討
平成31年2月25日	第7回 新城市環境基本計画策定委員会	・基本方針の検討 ・環境ビジョンの検討
平成31年3月1日	新城市環境審議会	・新城市環境基本計画の改定について
平成31年4月23日	第8回 新城市環境基本計画策定委員会	・環境ビジョンの検討 ・計画の運用の検討
令和元年5月28日	新城市環境審議会	・新城市環境基本計画のビジョン(案)の報告
令和元年8月9日	第9回 新城市環境基本計画策定委員会	・環境ビジョンについて ・計画の位置づけについて ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について
令和元年11月18日	第10回 新城市環境基本計画策定委員会	・新城市環境基本計画の内容について ・今後のスケジュールについて
令和2年1月16日 ～ 令和2年2月13日	パブリックコメント	・意見の提出件数：1件
令和2年2月27日	新城市環境審議会	・第2次新城市環境基本計画(案)の承認 ・パブリックコメントの実施結果について

年月日	会議等	検討事項
令和7年8月1日	第1回 新城市環境審議会	・第2次新城市環境基本計画(改訂版)の基本方針
令和7年10月中旬	意見照会	・第2次新城市環境基本計画(改定版)の素案
令和7年12月3日	第2回 新城市環境審議会	・第2次新城市環境基本計画(改訂版)の素案修正版
令和8年1月16日 ～ 令和8年2月15日	パブリックコメント	・意見の提出件数: ●件
令和8年2月●日 (下旬予定)	第3回 新城市環境審議会	・第2次新城市環境基本計画(改訂版)の承認 ・パブリックコメントの実施結果について

# 資料2 新市の環境の現状

## 1 自然環境の把握

### (1) 気候

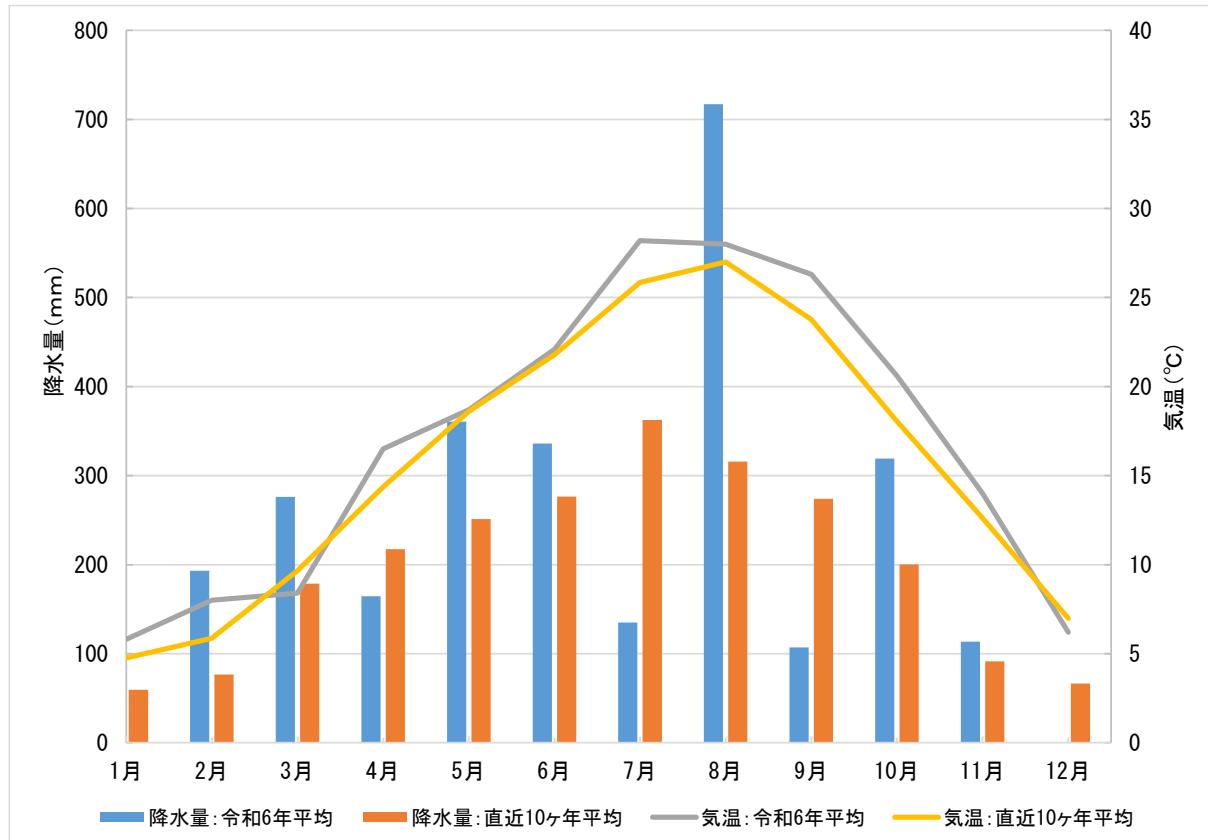
本市は、新城・鳳来地区と作手地区との市域高低差が約500mあります。

豊川沿いに位置する新城・鳳来地区の年平均気温は、約15°Cと比較的暖かな地域ですが、作手地区では、約12°Cとなり、市域内で2~3°Cの気温差があるとされています。

また、総雨量も気温と同様に新城地区ではやや少なく、市域によって差があります。

降雪は、豊川沿いに位置する地域では毎年12月から3月までに数回記録されますが、積雪はほとんどありません。作手地区では、冬場は積雪や道路の凍結が多くなります。

2015~2024年(平成27年~令和6年) 月別平均気温・降水量

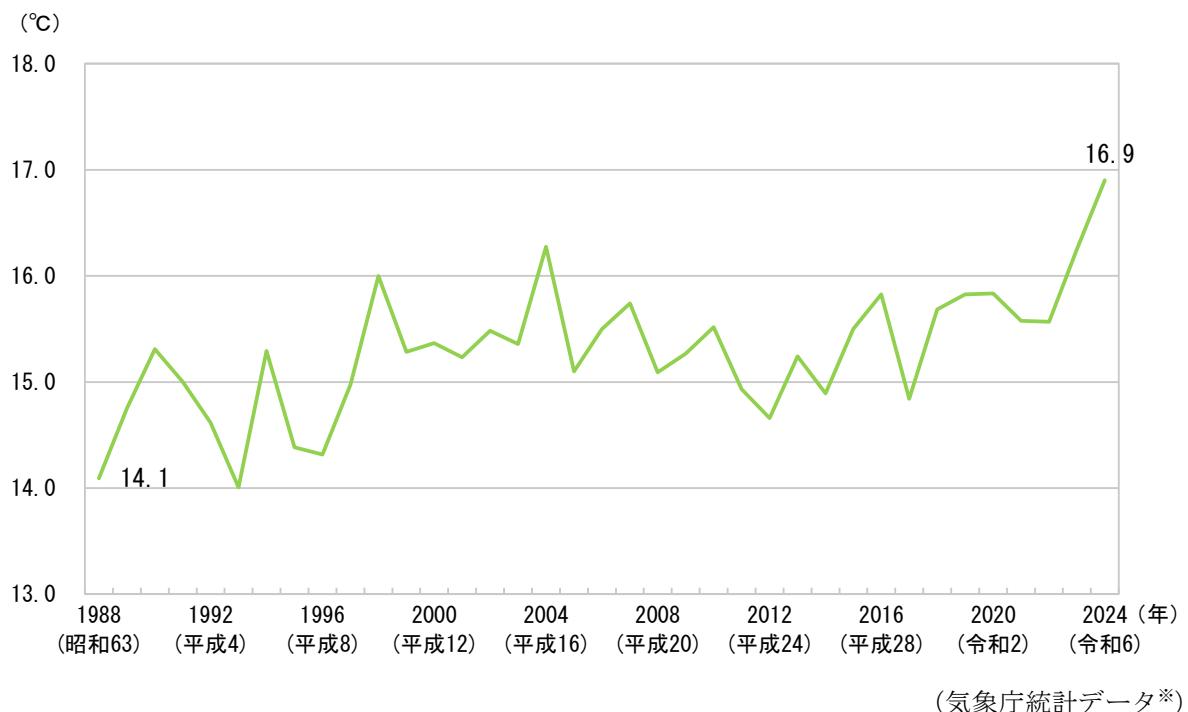


(気象庁統計データ)

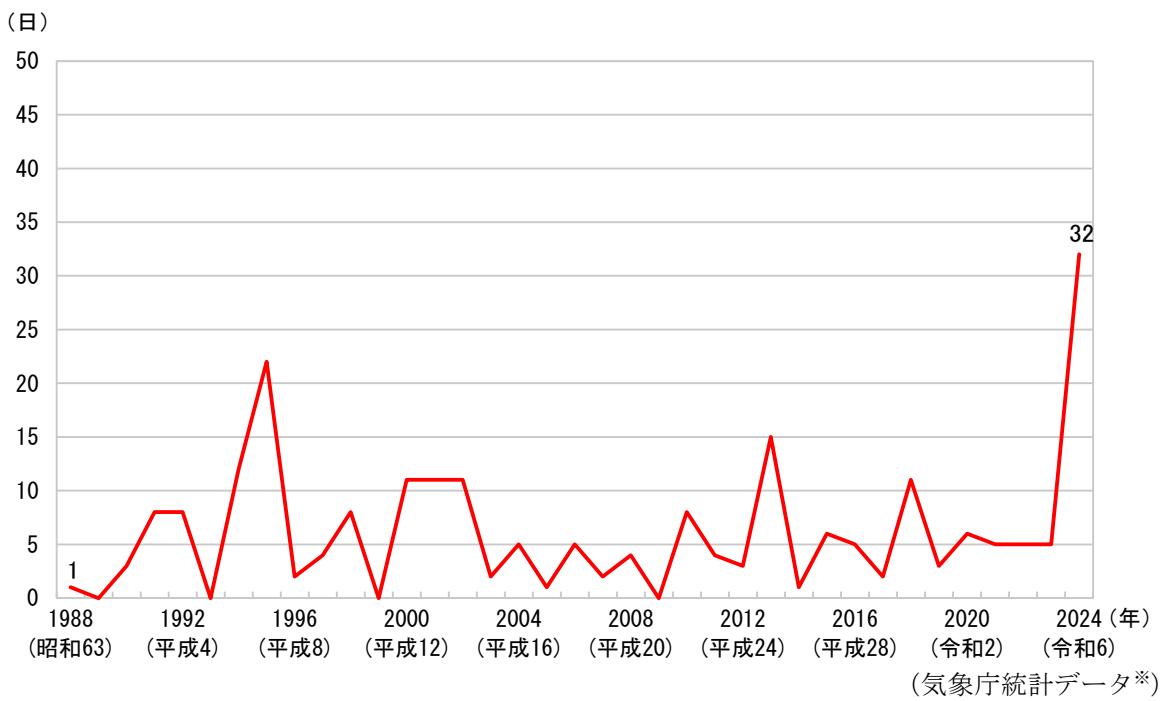
昭和63年(1988年)から令和6年(2024年)までの37年間のデータを比較すると、年平均気温は上がったり下がったりをくり返しながらも徐々に気温が上昇傾向にあるのがわかります。特に昭和63年(1988年)以降、年平均気温が14°Cを下回ることはありません。

また、最高気温30°C以上の「真夏日」日数、最低気温0°C未満の日数においては、直近の10年間と昭和61年(1986年)~平成7年(1995年)の10年間とを比較してみても、温暖化傾向にあることが分かります。

## 【年平均気温の推移】



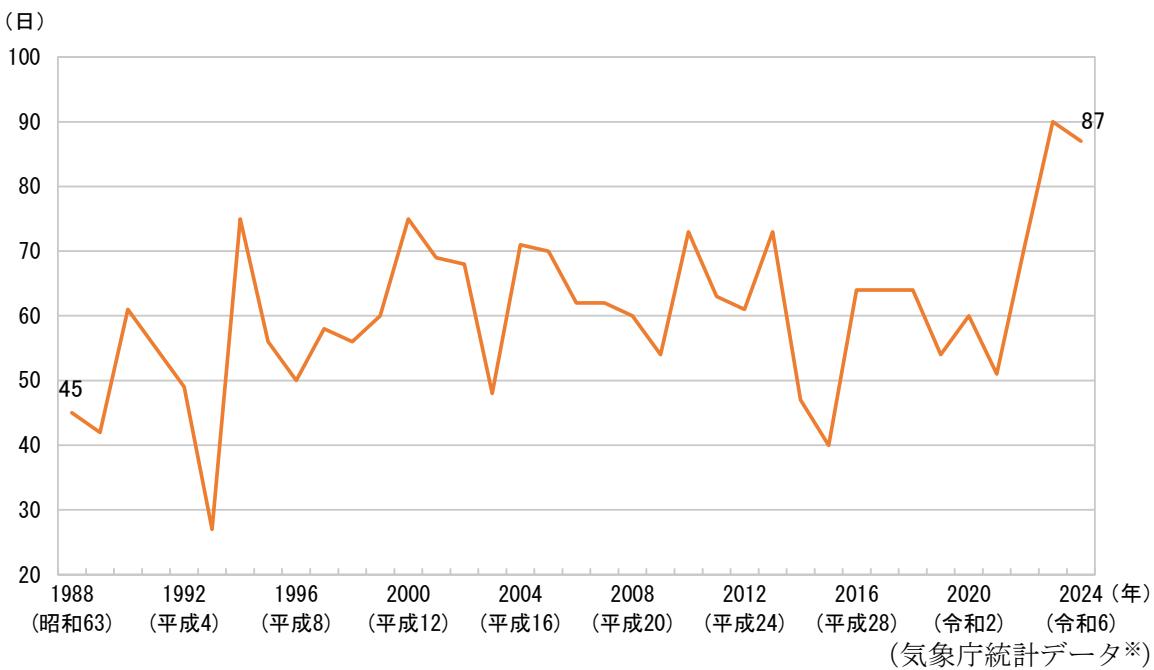
## 【最高気温35°C以上(猛暑日)の日数】



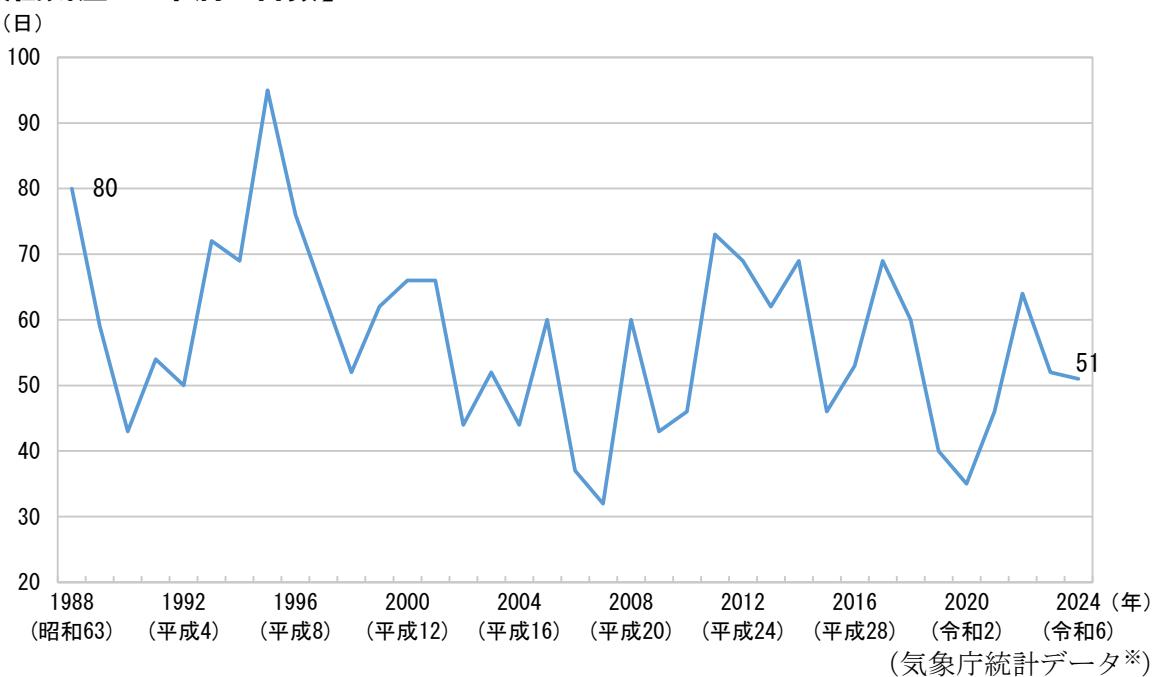
新城市においては、過去の年間平均気温は右肩上がり、1988年の年間平均気温(14.1°C)と2024年の年間平均気温(16.9°C)を比較すると1°C以上の上昇がみられます。また、2024年においては猛暑日が32日と突出しました。

※観測点は、平成14年(2002年)以前は旧鳳来町長篠地内に設置。現在は、新城市富沢地内に移設されている。

## 【最高気温30℃以上(真夏日)の日数】



## 【最低気温0℃未満の日数】



新城市において、年間の真夏日を記録した日数は、増減があるものの令和6年（2024年）においては87日を記録しました。一方、年間の最低気温0℃未満を記録した日数も、増減があるものの令和6年（2024年）には51日でした。

※観測点は、平成14年（2002年）以前は旧鳳来町長篠地内に設置。現在は、新城市富沢地内に移設されている。

## (2) 地形・地質

本市の主要水系は豊川と矢作川の2つあり、豊川水系は北設山岳地帯の鷹ノ巣山（通称：段戸山）一帯を水源に、途中、幾つかの細流、支流を集め、本市の南西をゆっくりと三河湾に注ぐ流路77kmの県内を水源地とした河川では最大規模です。その、豊川に沿って日本最長の断層帯である中央構造線が通り、地形と地質が本流右岸の内帶と左岸の外帶に分かれています。

内帶側の地質は、領家変成帶の花崗岩や片麻岩などが広く分布しています。鳳来地区の大半は、第三紀中新世の流紋岩や松脂岩など火山岩類がほとんどを占めています。

外帶側の地質は、三波川帯の結晶片岩、蛇紋岩、はんれい岩、角閃岩など多様な岩石が中央構造線に沿って帯状に出現し、桜淵では結晶片岩に挟まれた石灰岩をみることができます。平野部は洪積層・沖積層となっています。

作手地区は、床土が水をにがさない粘土であること、平らな地形で湧き水があり、夏の気温が低く雨の多い気候であることなどの条件から湿原や湿地が点在しています。

作手の湿原は、愛知県で唯一、土の酸素が少なく酸性が強いため、植物が腐らずに炭のようになる「でい炭」のある湿原であることから中間湿原群は「作手中間湿原群」として環境省の全国重要湿地500に選定されています。



作手地区 長ノ山湿原

### (3) 植生・植物

#### ア 植生

本市の市域の約83%を占める森林では、尾根沿いを中心には在来のシイ・カシ類などの常緑広葉樹林が点在していますが、森林面積の約73%以上はスギやヒノキなどの人工林となっています。この人工林は、木材価値の下落と共に手入れ不足が原因で、荒廃した森林が社会問題となっています。

新城・鳳来地域は、暖地系の植物の多い地域で、特に鳳来寺山は、ホソバシャクナゲの自生地として全国的に有名です。鳳来地区には岩場が多く、岩場環境に特有の植生がみられます。また、八名地区には、学術的に貴重な植生として愛知県の天然記念物に指定されている「中宇利丸山の蛇紋岩植生」も分布しています。

#### イ 植物種(コケ植物は除く)

自生の維管束植物は1,700種以上確認されています。豊川沿いでは、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵県立自然公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスシダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

作手地区の中間湿原群は「作手中間湿原群」として環境省の全国重要湿地500に選定されており、生物多様性の観点から全国的に見ても絶滅の危険性のあるヤチスギラン、サワラン、サギソウ、トキソウや、県内でもこの地域でしか見られないミタケスゲ、アズマナルコ、サギスゲなどなどの貴重なものがみられます。作手中間湿原群を代表する長ノ山湿原は愛知県指定の天然記念物にも指定されています。本市ではこのほか、タキミシダ、ムカデラン、オキナグサ、ミズマツバなどの環境省第5次レッドリストで絶滅危惧種に指定されている植物も確認されています。ムカデランについては「鳳来町のムカデランの自生地」が愛知県指定の天然記念物に指定されています。

一方で、生活を脅かす外来種セイタカアワダチソウやアメリカセンダングサ、在来の野草の生活場所を奪うオオキンケイギクの分布拡大が懸念されます。

#### (4) 動物

本市は、森林の他にも豊川やその支川の宇連川、矢作川支川の巴川など豊かな水にも恵まれており多くの動物が生息しています。

一方で外来生物の中でも特に生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれがある特定外来生物も確認されています。特定外来生物の動物はヌートリア、アライグマ、アカミミガメ、ブラックバス、オオクチバス、セアカゴケグモ、アメリカザリガニ、ウシガエル、アカボシゴマダラの9種が確認されています。地域の生態系や生物資源を守り、次の世代に継承していくために、外来生物、とりわけ特定外来生物の防除が必要です。

分類群	解説
哺乳類	<p>市内全域の山地を中心に特別天然記念物のニホンカモシカをはじめ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、タヌキ、イノシシ、ニホンジカ（ホンシュウジカ）などの生息がみられます。</p> <p>本宮山を中心とする地域にニホンジカ（ホンシュウジカ）が生息し、分布を広げています。山地と一部の社寺林にはムササビの生息が確認されています。</p>
鳥類	<p>豊川やそれに注ぐ小河川を中心に市域外縁部の山地まで全域にわたり多くの野鳥が生息しています。豊川には、オンドリや「水辺の宝石」ともいわれるカワセミが生息し、桜淵公園だけでも年間を通して約80種の野鳥が確認されています。</p> <p>鳳来寺山には「仏法僧（ブッポウソウ）」と聞こえる鳴き声で有名なコノハズクの生息が確認されています。</p> 
爬虫類	<p>タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムなどのヘビ類や、ニホンイシガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビが確認されています。</p> <p>最近では、ペットとして飼われていた外来種が自然に放されることにより、在来種の生態系への影響が懸念されています。</p>
両生類	<p>山地の樹上で昆虫やクモ類などを食べ、単独で生活する日本固有のモリアオガエルや、アズマヒキガエル、二ホンアマガエル、トノサマガエルなどのカエル類やアカハライモリが確認されています。モリアオガエルは、新城市を含む東三河北部が県内分布の中心です。</p>
魚類	<p>天然記念物ネコギギをはじめ、ニホンウナギ、ウグイ類、ナガレホトケドジョウ、アユ、イワナ、アマゴなどの生息が確認されています。</p> <p>一方で、市内の沼や池には外来種ブラックバスやブルーギルなどが繁殖していることから在来種の生息が危ぶまれています。</p>
昆虫類	<p>本市には、様々な植生があることから、多くの種類が確認されています。</p> <p>昭和58年（1983年）3月に市の天然記念物に指定されたヒメハルゼミをはじめ、多くのトンボ類、セミ類、チョウ類や、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタなどの甲虫類、タガメ、ヒメボタルなどが生息するとされています。しかし、スギやヒノキの植林地が広がり、シイやカシの林に生息するといわれるヒメハルゼミの確認が難しくなっています。</p> <p>その他の昆虫類も開発や農薬などの影響を受けて確認事例が減少傾向にあります。外来種による日本固有の生態系への影響も懸念されています。</p>

## 2 新市の環境の現状

### (1) 国内外における動向

#### ア 国際情勢の動向

世界では、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組の加速化や、気候変動に関しては「パリ協定」の採択以降、協定に基づいた「温室効果ガス排出の削減」、「気候変動影響への対応（適応）」などに関する合意が引き続きなされています。

また、汚れたプラスチックなどについても、「バーゼル条約改正」により規制対象に追加されており、国内で資源循環・処理に関する環境の整備が求められています。

令和元年（2019年）6月には「G20 大阪サミット」が開催され、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」において、令和32年（2050年）までに新たな海洋プラスチックごみの排出をゼロにすることを目指す国際的な取組の方向性が共有されました。

平成22年（2010年）に生物多様性保全の目標を定めた「戦略計画2011-2020（愛知目標）」と遺伝資源へのアクセスと利益配分についての「名古屋議定書」が採択されました。この愛知目標の後継となる、生物多様性の新しい世界的な枠組である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」は、令和4年（2022年）に「生物多様性条約締約国会議（COP15）」で採択されました。

#### イ 国内情勢の動向

国内では、環境分野の最上位計画である第6次環境基本計画が、令和6年（2024年）5月に閣議決定され、見直しが行われました。また、地球温暖化対策については、国の「気候変動適応計画」が令和3年（2021年）10月に変更され、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充することとなりました。さらに、令和4年（2022年）4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関するあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組が促進されています。

生物多様性に関する国家戦略は、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。これは、令和12年（2030年）に向けた目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げ、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。

これらの方針に対し、愛知県では、令和3年（2021年）1月に第5次愛知県環境基本計画や、生物多様性に関して「あいち生物多様性戦略2030」を策定しています。

## (2) 新市の動向

第2次新城市環境基本計画が策定された令和2年（2020年）3月以降、環境政策に関する様々な変化は新城市においても同様となっています。

### ア 生物多様性

新城市鳳来寺山自然科学博物館から「新市の自然誌（昆虫、動物編：平成25年度、地学編：平成26年度、植物・きのこ編：平成27年度）」が発行されました。令和7年（2025年）には、特別展「新城、日本、世界のカタツムリ展」開催にあわせて、ガイドブック「新市の陸貝探検」を販売し、新城市に棲息する陸産貝類について紹介しています。

過去には、平成30年（2018年）に「第27回湿地サミット」が作手地区で開催されました。サミットには、愛知県内13市町から約30団体240人が参加し、豊かな生態系を育む湿地の保護保全をテーマに参加者が交流を深めました。

### イ 地球温暖化対策

平成23年（2011年）に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度により、市内でも多くの太陽光発電設備が設置されるようになりました。

平成24年（2012年）には、省エネルギーに関する取り組みを積極的に推進していく他、地域固有の資源である再生可能エネルギーは地域のために利用されるよう、地域社会の持続的な発展に寄与されるべきという理念のもと、「新城市再生可能エネルギー及び省エネルギー推進条例」が制定されました。

また、令和5年（2023年）4月1日より、「新城市太陽光発電設備の設置手続きに関する条例」の施行に伴い、新城市内で設置する太陽光発電は条例による手続きに変わりました。太陽光発電は、再生可能エネルギーの中で最も普及が進む一方で、設置工事などをめぐり、近隣住民等とのトラブルも発生していることから、事業者へは、関係法令の遵守はもちろん、事業計画の初期段階から説明会を開催するなど、近隣住民に十分配慮して事業を実施いただくようお願いしております。

### ウ 廃棄物及び水循環

令和元年（2019年）には、ごみ処理施設の運用方針の他、資源循環型社会の実現に寄与するための基本事項を定める中長期的な計画として「新城市ごみ処理基本計画」を策定しました。

また、平成23年（2011年）、生活排水処理の現状把握並びに将来予測に基づいて、総合的な観点から適正な処理計画を定めた「新城市生活排水処理基本計画」を策定していますが、今年度、新たな計画を策定しています。

## エ 自治体、NPO、NGO等との連携

### (ア)環境首都創造自治体全国フォーラム 2011 in 新城

平成23年（2011年）に「環境首都創造自治体全国フォーラム 2011 in 新城」が開催されました。

フォーラムには、「日本の環境首都コンテスト（2001年～2010年）」に参加してきた自治体の他、NPO、NGO、市民団体が全国から集まり、「NGO・自治体・専門家の戦略的協働ネットワークですすめる環境首都・持続可能で豊かな社会づくり」を全体テーマに協働ネットワークの方向性について議論がなされました。

### (イ)TASKIプロジェクト

平成22年（2010年）に、「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加していた中部地方の環境先進5市、多治見市（T）、安城市（A）、新城市（S）、掛川市（K）、飯田市（I）の市長による環境サミットが安城市長からの呼びかけで開催されました。

各市の頭文字をとって5市が連携していく一連の活動を「TASKIプロジェクト」と命名し、毎年各市の持ち回りで開催をしています。

令和7年（2025年）には、「市民に示す環境未来」をテーマに新城市で開催され、サミットでは、各市市長によるパネルディスカッションが行われました。

開催年	会場	テーマ
第4回 平成25年（2013年）	新城文化会館	「ごみ処理及び減量化に対する取り組み」
第9回 令和元年（2019年）		「次の世代へつなぐ環境活動のタスキ」
第14回 令和7年（2025年）		「市民に示す環境未来」

### (3) 環境報告書(年次報告)

新城市が実施した様々な取り組みは、新城市環境基本条例第8条第1項<sup>※1</sup>に基づき、環境報告書（年次報告）として「新城市環境報告書」（令和2年（2020年）度以前は「新城市的環境」）を市ホームページ<sup>※2</sup>等で公表しています。

なお、市ホームページでは平成17年（2005年）度版まで遡り、閲覧することができま

す。

※1 新城市環境基本条例第8条第1項：

市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関係する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

※2 「新城市環境報告書」（令和2年（2020年）度以前は「新城市的環境」）を掲載するホ

ームページアドレス：<https://www.city.shinshiro.lg.jp/shisei/keikaku/keikaku-hokoku/nenji-hokoku/index.html>

# 資料3 温室効果ガス排出量の現状・将来推計

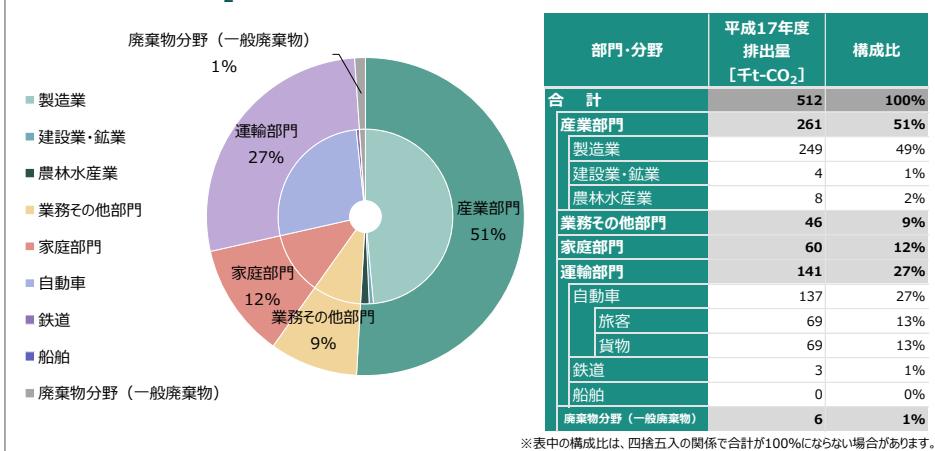
## 1 部門・分野別排出量（現状）

### 1) 部門・分野別 CO<sub>2</sub> 排出量について

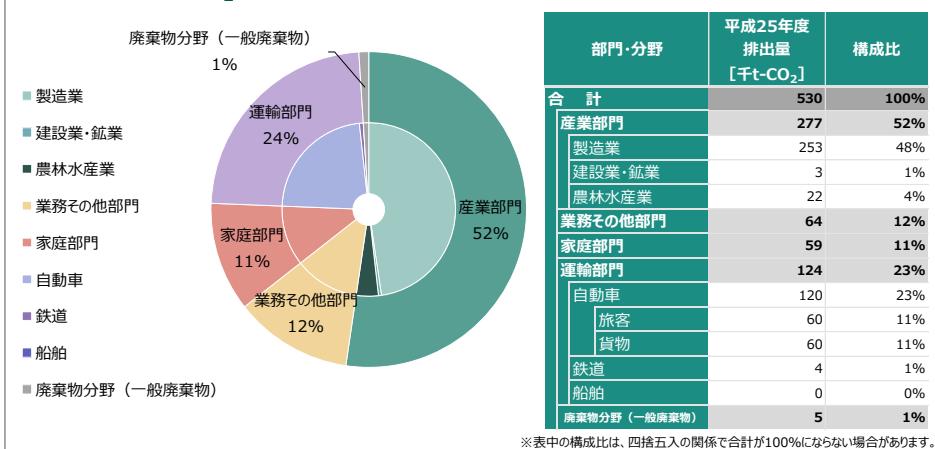
出典：自治体排出量カルテ・環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」

#### ○地方公共団体の部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量（標準的手法）

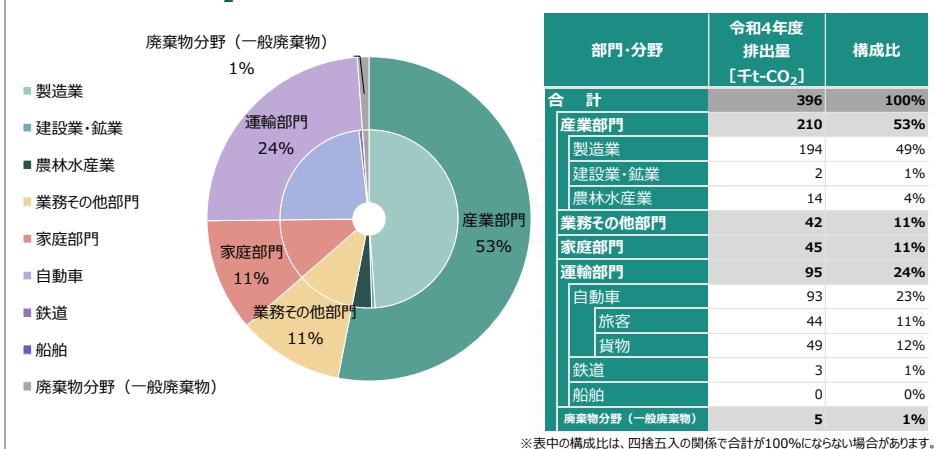
##### 1) 部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量構成比 平成17年度（2005年度）



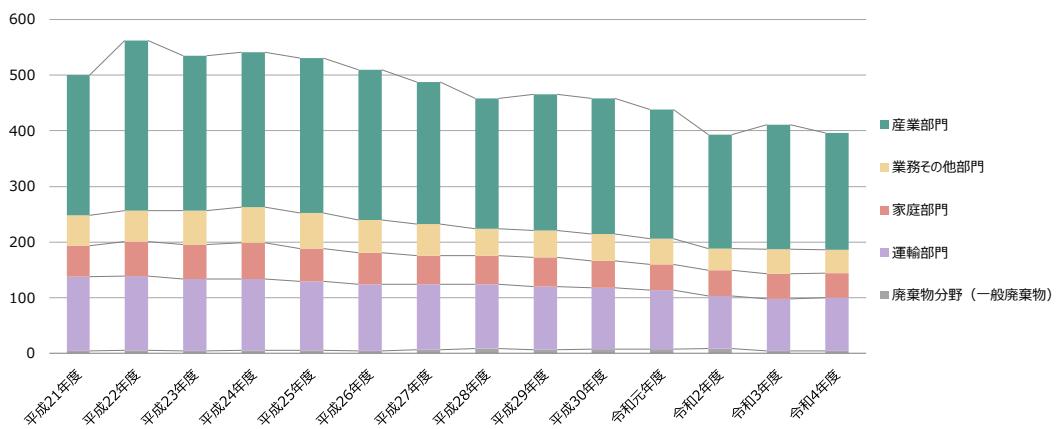
##### 2) 部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量構成比 平成25年度（2013年度）



##### 3) 部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量構成比 令和4年度（2022年度）



区域のCO<sub>2</sub>排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づき、統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO<sub>2</sub>排出量は、一般廃棄物処理実態調査結果の焼却施設ごとの年間処理量等から推計しています。

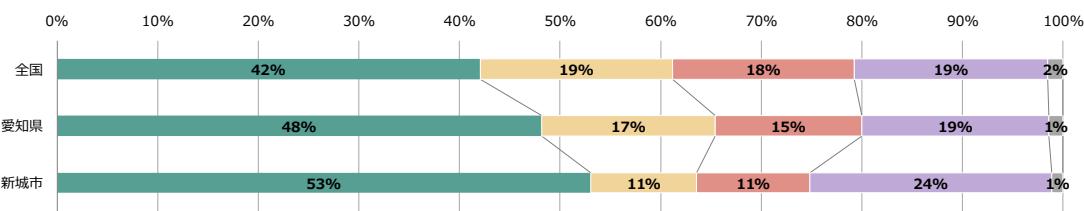
4) 部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量の推移[千t-CO<sub>2</sub>]

部門・分野	部門・分野別CO <sub>2</sub> 排出量													
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	500	562	534	541	530	509	487	458	466	458	438	393	411	396
産業部門	252	305	277	278	277	269	255	234	245	244	231	205	224	210
製造業	224	279	249	251	253	254	238	216	228	226	215	187	206	194
建設業・鉱業	3	3	4	4	3	3	3	3	3	2	2	3	2	
農林水産業	25	23	24	24	22	12	14	15	14	13	13	16	15	14
業務その他部門	55	56	61	64	64	59	56	49	48	49	47	39	44	42
家庭部門	56	62	63	65	59	57	51	51	52	48	46	46	45	45
運輸部門	133	133	129	128	124	120	118	115	113	110	106	95	94	95
自動車	130	130	126	124	120	116	114	112	110	107	103	92	91	93
旅客	64	64	63	63	60	57	56	56	54	53	51	44	42	44
貨物	66	65	62	61	60	59	58	56	55	54	52	48	49	49
鉄道	3	3	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野 (一般廃棄物)	5	6	4	5	5	5	7	9	7	8	8	8	5	5

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

5) 部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量構成比の比較 (都道府県平均及び全国平均)

(令和4年度)

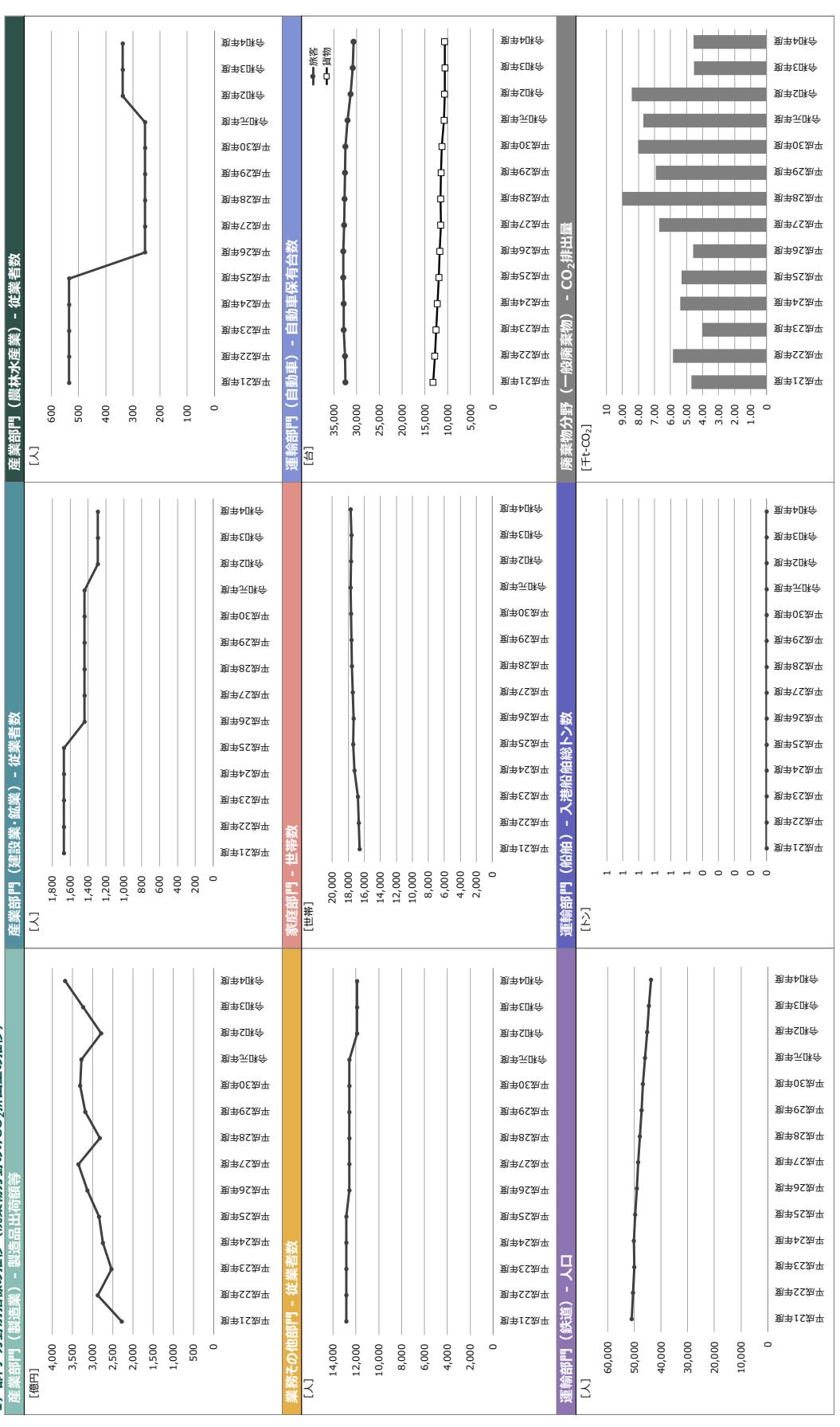


■ 産業部門 ■ 業務その他部門 ■ 家庭部門 ■ 運輸部門 ■ 廃棄物分野 (一般廃棄物)

※構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## ○地方公共団体の活動量

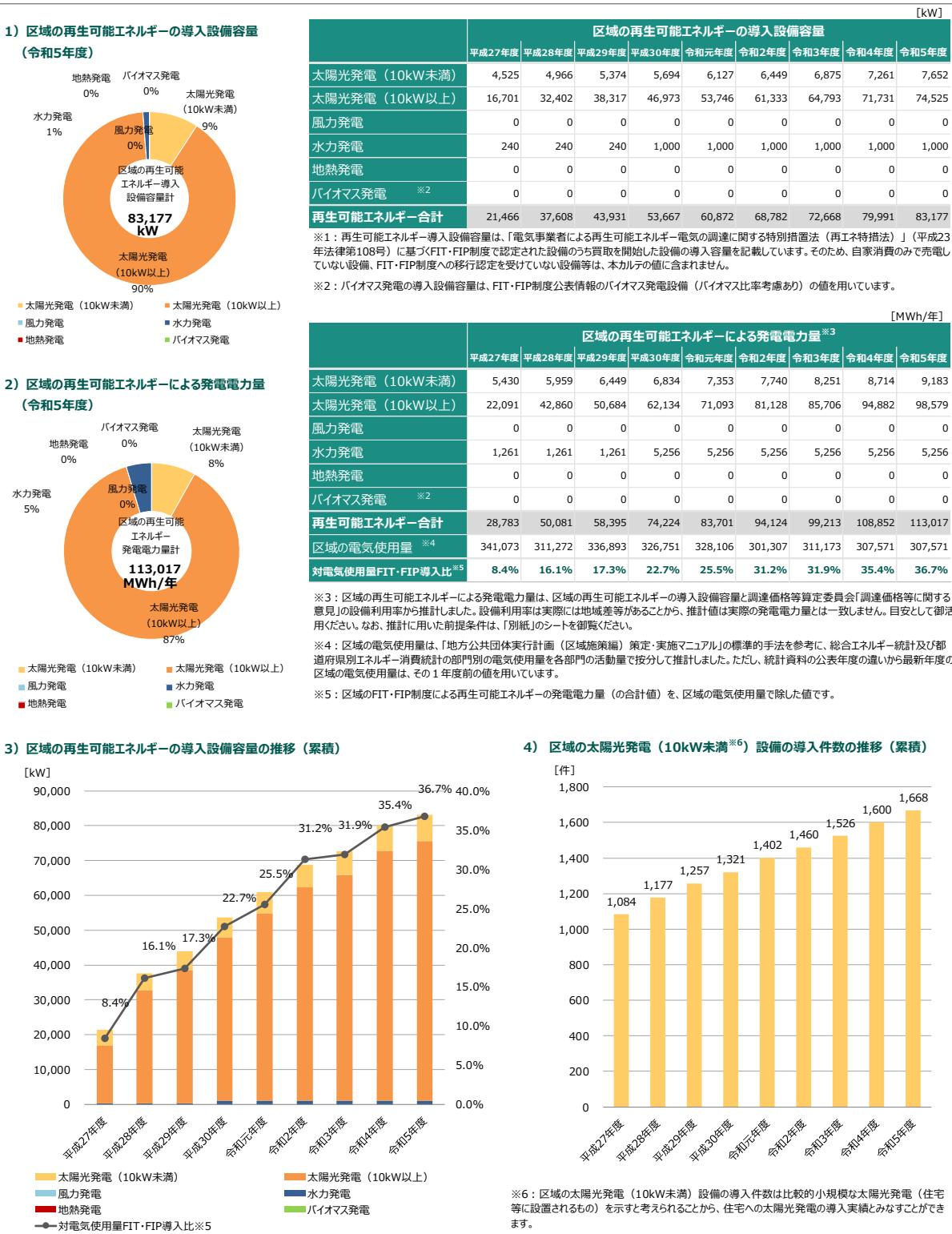
## 1) 部門・分野別指標の推移（廃棄物分野のみCO<sub>2</sub>排出量の推移）



## 2 再生可能エネルギーの導入状況

### 1) FIT・FIP制度による再生可能エネルギー(電気)について

出典：自治体排出量カルテ・環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」



## 2) 新城市における太陽光発電設備設置に関する把握状況について

(1) 一般家庭用住宅設備に関する補助金（H16～R 6） 太陽光発電設備 849軒

(2) 建物外における太陽光発電設備設置に関する把握状況<sup>※1</sup>

把握区分	基数	容量 (kW)
指導要綱完了分 <sup>※2</sup>	198	23,090
(未完了込み)	410	48,079.5
条例完了分 <sup>※3</sup>	25	1,569.3
(未完了込み)	171	12,803.5
導入把握分 合計	223	24,659.3

### ※1：把握状況について

把握状況は、指導要綱（令和5年4月1日以前）及び条例（令和5年4月1日以降）に基づく届出に関するものである。

なお、平成30年（2018年）以前など、低圧設備指導要綱対応前に建設された太陽光発電設備、指導要綱の運用時期においては把握対象外となっている場合がある。その他、太陽光発電設備（家庭用・事業用の屋根置き太陽光発電設備）は届出不要となっている。しかし、当時再エネ推進条例によって、事業者の法的要件の照会窓口となるなどを行い、その実態把握に務めている。

### ※2：「指導要綱による手続き」

令和4年度（2022年度）までに最初の届出がされたもの。完了時期は令和5年度（2023年度）以後のものも含まれる。

### ※3：「条例による手続き」

令和5年度（2023年度）以後に最初の届出がされたもの。

### 3 温室効果ガスの将来推計について

#### 1) 将来推計の設定について

温室効果ガス（CO<sub>2</sub>排出量）の削減目標を達成するには、将来的にどの程度温室効果ガスが排出されるか、推計を行った上で必要な削減量を決める必要があります。将来推計ケースについては、以下の3ケースについて設定しました。

##### ・BAUケース (Business As Usual ; 現状趨勢ケース)

⇒現状のまま特に対策を行わず、製造業出荷額や世帯数などの活動量<sup>※1</sup>のみが変化した場合のケースです。

##### ・中位ケース

⇒BAUケースに対し、主に国の主導で行う施策の効果を反映させたケースです。令和12年（2030年）については、国の策定した「地球温暖化対策計画」（令和7年（2025年）2月閣議決定）における対策の削減量合計値をBAUケースから引きました。令和32年（2050年）については、国立環境研究所のAIMプロジェクトチームが行った令和32年（2050年）時点のエネルギー需要等に関する調査結果を反映させました。

##### ・高位ケース（脱炭素ケース）

⇒中位ケースに対し、本市が主体となり再生可能エネルギーの導入などの施策を行った場合のケースです。

※1：「活動量」とは、生産量、燃料使用量、焼却量等、主として温室効果ガスを「排出する活動の規模」を表す指標

ケース	将来推計に際し考慮するパラメータ	再エネ導入
BAUケース	活動量	考慮しない
中位ケース	活動量 国の施策効果	考慮しない <sup>※2</sup>
高位ケース	活動量 国の施策効果	考慮する

※2：国が主体となって導入する再生可能エネルギーは、本市における電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量削減という形で効果が表れる。

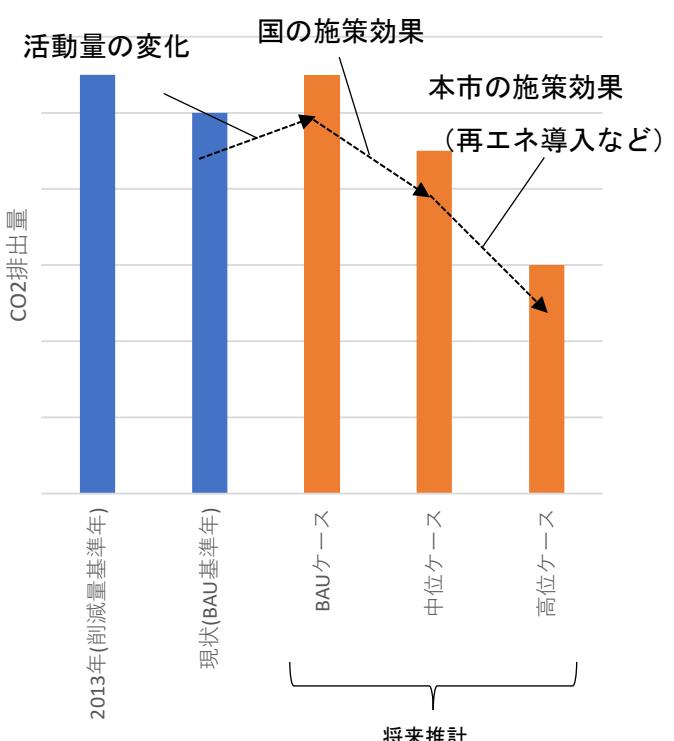


図 温室効果ガス排出量の将来推計方法

## 2) BAUケースによる削減量

BAUケース、世帯数などの活動量のみが変化した場合、における2030年度の温室効果ガス排出量は、357千t-CO<sub>2</sub>となります。

## 3) 中位ケースによる削減量(国の施策効果などを含む)

### ①国の施策効果による温室効果ガス削減量

中位ケースにおける2030年度の温室効果ガス排出量は、296千t-CO<sub>2</sub>となります。

内訳は、BAUケースによる減少が173千t-CO<sub>2</sub>、国の施策効果による減少が10千t-CO<sub>2</sub>、電力排出係数の低減<sup>※1</sup>による減少が51千t-CO<sub>2</sub>となります。

国に施策効果による減少量は、以下の施策を見込んでいます。

表 国の施策効果による温室効果ガス削減量

[単位：千t-CO<sub>2</sub>]

部門	施策	削減効果
農林水産業	省エネルギー農機の導入	0.005
業務その他	建築物の省エネルギー化(新築)	1.727
業務その他	建築物の省エネルギー化(改修)	0.613
旅客	EVごみ収集車の導入	0.039
家庭	住宅の省エネルギー化(改修)	0.471
家庭	省エネルギー浄化槽整備の推進(先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の導入)	0.011
家庭	省エネルギー浄化槽整備の推進(エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等)	0.018
旅客	次世代自動車の普及、燃費改善	6.220
廃棄物	廃棄物焼却量の削減	0.814
合計		9.917

※1：電力排出係数とは、温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数、ここでは「1kWhの電力を供給するために排出される二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の量」を示す指標としている。2022年度時点の電力排出係数は0.43kg-CO<sub>2</sub>/kWh程度であるが、国は2030年度までに0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhまで低減する目標を掲げている。

これを踏まえ、中位ケースは、2030年では電力排出係数の低減により、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が削減されるものとしている。

## ②県の追加施策効果による温室効果ガス削減量

「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版)」に基づき、愛知県の追加的施策による削減効果による減少量については、以下の施策を見込んでいます。

市への削減効果は、部門別の活動量（製造部門：製造品出荷額、業務部門：従業員数、家庭部門：世帯数、運輸部門：自動車保有台数（旅客・貨物）、数値は2022（最新）年度）の県及び市の按分に基づき算出しました。

中位ケースにおける国の施策効果を想定した2030年度の温室効果ガス排出量296千t-CO<sub>2</sub>から、更に県の追加的施策効果を想定すると、273千t-CO<sub>2</sub>となります。

表 県の追加的な施策の効果による温室効果ガス削減量

〔単位：千t-CO<sub>2</sub>〕

部門	施策	削減効果
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策計画書制度の強化による事業者の自主的な省エネ対策や再エネ設備導入等の取組の促進</li> <li>・ 総合的な相談窓口の開設等による中小企業の省エネ対策や再エネ設備導入等の取組の促進</li> <li>・ 脱炭素プロジェクトの創出</li> <li>・ 環境・新エネルギー関連企業の支援・誘致や優れた技術等の顕彰などによる、低炭素・脱炭素型の技術・製品・サービスの供給促進</li> </ul> <p>など</p>	15.055
業務その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策計画書制度の強化による事業者の自主的な省エネ対策や再エネ設備導入等の取組の促進</li> <li>・ 総合的な相談窓口の開設等による中小企業の省エネ対策や再エネ設備導入等の取組の促進</li> <li>・ 脱炭素プロジェクトの創出</li> <li>・ 建築物のZEB化支援や愛知県建築物環境配慮制度の効果的運用等による環境に配慮した建築物の普及</li> <li>・ 県と市町村による率先的な省エネ対策等の推進</li> </ul> <p>など</p>	1.991
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフスタイルの転換に向けた意識改革や行動変容のきっかけ作りとなる、県民運動の展開</li> <li>・ 積極的な情報提供を通じた、高効率な照明・家電製品等への転換促進</li> <li>・ 家庭における太陽光発電設備や蓄電池の導入拡大、エネルギー管理の促進</li> <li>・ スマートハウスやZEHなど環境に配慮した住宅の普及</li> </ul> <p>など</p>	3.401
運輸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入補助金や自動車税種別割の課税免除措置などによるゼロエミッション自動車への買い替え促進</li> <li>・ 関係団体と連携したエコドライブの普及</li> <li>・ 空港や港湾における脱炭素の取組の促進</li> <li>・ 交通流対策の推進</li> </ul> <p>など</p>	2.264
合計		22.711

参照：「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版)」p. 52～53

#### 4) 二酸化炭素森林吸収量

本市における二酸化炭素森林吸収量は、2013年度から2022年度までの10年間の平均値は125千t-CO<sub>2</sub>となります。2022年度以降もこの森林吸収量を維持していくことを目標とし、2030年度の温室効果ガス排出量から森林吸収量を差し引きます。

#### 5) 2030年度の温室効果ガス排出量及び森林吸収量について

本市における2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標（2013年度比温室効果ガス排出量の50%削減）について、更に森林吸収量について考慮した場合、以下のとおりとなります。

[単位：千t-CO<sub>2</sub>]

項目	2013年度	2030年度
①温室効果ガス排出量	530	265
②森林吸収量	-134	-125
③森林吸収量を考慮した 温室効果ガス排出量 (=①+②)	396	140
④2013年度比削減量		256
⑤2013年度比削減率		64.6%

## 資料4 新城市環境基本条例(平成18年3月27日条例第53号)

近年、環境問題に対する不安感が今まで以上に高まっています。

それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。

かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

### (基本的な考え方)

第3条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を確実に進めることにより、

わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

#### (市の責任と義務)

第4条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

- (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。
- (2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。
- (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係すること。

2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方従つて行います。

#### (市民の責任と義務)

第5条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

- 2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 前2項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関係する施策に協力する責任と義務があります。

#### (事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

- 2 事業者は、事業活動に関係する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの

責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。

4 前3項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

#### (環境基本計画)

第7条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めます。

- 2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。
- 3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。
- 4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。
- 5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。
- 6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

#### (年次報告)

第8条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

- 2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

#### (環境教育)

第9条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

#### (環境情報の提供)

第10条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に関する活動が積極的に行われるよう、地球環境の保全に関する情報やその他の環境の保全と創出に関する情報を市の広報等により適切に提供します。

#### (環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、新城市環境審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他環境の保全と創出に関する事項

3 審議会は、10人以内の委員で組織します。

4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。

5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。

6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。

7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調整体制の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

## 資料5 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例（平成24年12月20日条例第55号）

東日本大震災とこれを起因とする福島第一原子力発電所における事故により、エネルギーの在り方について日本社会全体に大きな枠組みの転換が求められることになりました。

エネルギーは、私たちの生活や経済活動のために必要不可欠なものです。世界的な人口増加や発展途上国の経済発展等を考えると、現代文明の枠組みのままでは、今後、更に大量のエネルギー資源が必要になることは間違ひありません。しかしながら、現在の主要エネルギーである化石燃料には限りがあり、それを大量に使用することは気候変動を進ませることになります。一方、原子力発電についていえば、それがはらむ巨大なリスクが明るみに出た今日、これまでの政策を続けることは不可能に近いと言わざるを得ません。

そこで、まず私たちは、市民一人ひとりが省エネルギーに努め、その使わないエネルギーを積み上げていく市民節電所プロジェクトに取り組んできました。こうした省エネルギーのまちづくりの推進と併せ、太陽光、水力、バイオマス等の地域資源を利用した再生可能エネルギーを早期にかつ飛躍的に普及し、持続可能で豊かな社会への転換を目指すため、ここに新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、省エネルギーのまちづくりの推進及び地域固有の資源である再生可能エネルギーの活用に関し、市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者の役割を明らかにするとともに、再生可能エネルギー導入による地域経済の活性化につながる取組を推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業を営む者をいいます。
- (3) 再生可能エネルギー事業者 市内で再生可能エネルギーの活用事業を営む者又はこれから営もうとする者をいいます。
- (4) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、バイオマス等エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に定めるものをいいます。

### (基本理念)

第3条 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。
- (2) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつ活用されるものとします。
- (3) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします。
- (4) 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に当たっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとします。

### (市の役割)

第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとします。

- 2 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとします。
- 3 市は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。

### (市民の役割)

第5条 市民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用についての知識の習得と実践に努めるものとします。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

### (再生可能エネルギー事業者の役割)

第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとします。

- 2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用に努めるものとします。
- 3 再生可能エネルギー事業者は、施設における発電状況等のデータについて、ホームページ

ジ等で公表に努めるものとします。

(再生可能エネルギー導入状況等の公表)

第8条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギー活用施設の普及に向けて、数値目標を明示した計画を策定するものとします。

2 市は、計画の進捗状況について、毎年市民に公表するものとします。

(連携の推進等)

第9条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に関し、市民、事業者、再生可能エネルギー事業者、大学、研究機関等（以下「市民等」といいます。）と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとします。

2 市は、市民等と共同して行う再生可能エネルギーの導入の促進に関し、基本的な方針を別に定めるものとします。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

附 則（平成26年9月26日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行します。

# 資料 6 SDGs について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13 年（2001 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGs は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

## 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p><b>目標1（貧困）</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p><b>目標2（飢餓）</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>目標3（保健）</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>目標4（教育）</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>目標5（ジェンダー）</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>

<b>6</b> 安全な水とトイレ を世界中に	<b>目標6（水・衛生）</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
<b>7</b> エネルギーをみんなに そしてクリーンに	<b>目標7（エネルギー）</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
<b>8</b> 働きがいも 経済成長も	<b>目標8（経済成長と雇用）</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
<b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくろう	<b>目標9（インフラ、産業化イノベーション）</b> 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
<b>10</b> 人や国の不平等 をなくそう	<b>目標 10（不平等）</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する。
<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを	<b>目標 11（持続可能な都市）</b> 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
<b>12</b> つくる責任 つかう責任	<b>目標 12（持続可能な生産と消費）</b> 持続可能な生産消費形態を確保する。
<b>13</b> 気候変動に 具体的な対策を	<b>目標 13（気候変動）</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

 <p><b>14</b> 海の豊かさを 守ろう</p>	<p><b>目標 14（海洋資源）</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p><b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p><b>目標 15（陸上資源）</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p><b>16</b> 平和と公正を すべての人に</p>	<p><b>目標 16（平和）</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p><b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p><b>目標 17（実施手段）</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

出典：外務省HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>)

SDGsを構成する17個の目標については、目標間の関係について理解するため、「経済」、「社会」、「環境」の3階層に分類した、SDGsのウェディングケーキモデルが示されています。これは、「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然資本)環境」に支えられて成り立つ、という考え方を示したものです。

環境は人類の存続のための基盤であり、その上に社会・経済が成り立っています。環境負荷の増大により自然資本が臨界的水準を下回ることがあれば、人類の生存そのものが脅かされる事態となり、ウェルビーイングの向上以前の問題となります。

また、最終ゴールである「経済」については、雇用やレジリエンス、平等性、持続可能な生産消費形態に関する目標が含まれます。

## SDGsのウェディングケーキモデル



出典:「第6次環境基本計画の概要(令和6年(2024年)5月)環境省」資料より一部加筆